平成31年度予算編成方針

1 日本経済の状況及び国の動向

国の9月の月例経済報告では「景気は、緩やかに回復している。」とされ、 先行きについては、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果も あって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が 世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響 に留意する必要がある。また、相次いでいる自然災害の経済に与える影響に 十分留意する必要がある。」と基調判断を行っている。

国は「経済財政運営と改革の基本方針 2018 ~少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現~」(平成30年6月15日閣議決定、いわゆる「骨太の方針」)の中で、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化と債務残高対GDP比の安定的な引き下げの双方を目指すとしている。

2 市の財政状況と今後の見通し

平成29年度決算における本市の財政状況は、法人市民税の減少により市税が前年度に比べ3.3%の減収となった。財政指標である実質公債費比率については、前年度の4.6%から6.2%に増加する一方、将来負担比率は42.5%から41.5%に減少した。また、経常収支比率は90.6%から93.5%に上昇し、財政の硬直化が進行した。

また、平成30年度においては、歳入面では、平成29年度の法人市民税の減収等を受け、普通交付税と臨時財政対策債の合算額が前年度に比べ約3億8千万円増加したが、歳出面では、引き続き、高齢化に伴う社会保障関係経費の支出の増加が見込まれる。

平成31年度においては、歳入面で総務省が概算要求と合わせて発表した地方財政収支の仮試算では、地方税・地方譲与税が前年度に比べ1.2%の増、地方交付税と臨時財政対策債の合算額が前年度と同額の20兆円となっている状況である。しかし、本市においては、歳入面において大型製造業者の撤退による法人市民税の減が見込まれているところである。

3 予算編成の基本方針

上記の事項を踏まえ、平成31年度予算は次のように編成する。

(1) 第五次北本市総合振興計画に掲げる施策の着実な推進

第五次北本市総合振興計画前期基本計画の4年目となる平成31年度については、第五次北本市総合振興計画の基本構想における政策の大綱に示す7つの政策について、それぞれの基本方針に基づき、施策の推進に取り組み、成果指標の向上に努めるものとする。

<基本構想における7つの政策>

- ア 子どもの成長を支えるまち
- イ 健康でいきいきと暮らせるまち
- ウ みんなが参加し育てるまち
- エ 快適で安心・安全なまち
- オ 活力あふれるまち
- カ 健全で開かれたまち
- キ 人口減少に対応するためのリーディングプロジェクト

(2) 人口減少に対応するためのリーディングプロジェクトの実行

今後も続く人口減少に対応するため、平成28年3月に策定した北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略において定める目指すべき将来の方向に向かって、第五次北本市総合振興計画の基本構想の政策の大綱における政策7の人口減少に対応するためのリーディングプロジェクトについて積極的に施策を実施するものとする。

<総合戦略における目指すべき将来の方向>

- ア 若い世代の転出を抑制する
- イ 「出産・子育てにやさしいまち」のイメージを定着させ、定住化を図 る
- ウ 将来の人口構成の変化にも柔軟に対応できるような地域の基盤をつくる
- エ あらゆる世代の住民に仕事と働きやすい環境を提供し、多様な働き方を支援する
- <リーディングプロジェクトにおける2つのプロジェクト>
- ア 「若者の移住・定住・交流促進」プロジェクト
- イ 「目指せ日本一、子育て応援都市」プロジェクト

(3) 北本市財政計画に基づく健全な財政基盤の確立

将来の財政収支を明らかにし、持続可能な行政基盤の確立を目指し、健全で安定した財政運営を行うため、北本市財政計画(平成30年度~平成32年度)を策定した。

高齢化を伴う人口減少による将来の税収減と社会保障関係経費の増、また、中長期的には公共施設の老朽化対策に係る経費の増など、財政を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にある。

このような市の財政状況を全ての職員が認識した上で、将来にわたり持続可能な都市を維持していくため、将来負担を考慮し、限られた財源を効率的かつ効果的に配分する必要がある。

そのため、北本市財政計画(平成30年度~平成32年度)の第5 今後の課題と取組 2 今後の取組 に基づいた予算編成を行うものとする。

<今後の取組>

- アー自主財源の確保
- イ 市債残高の抑制
- ウ 公共施設の適正管理
- エ 施策・事務事業の継続的改善
- オ 受益者負担の適正化
- カ 定員管理の適正化
- キ 補助金の見直し
- ク 社会保障関係経費の伸びの抑制
- ケ 多様な担い手との協働及び民間活力の活用
- コ 広域連携の推進

以上の基本方針に基づき予算編成を行うこととするので、各部課において 前例にとらわれることなく積極的な見直しを行い、下記により予算要求を行 うこと。

記

第1 総括的事項

事業の目的を改めて明確にするとともに、事務事業評価による事業実施の成果を評価し、及び検証した上で、市民からの事務事業に対する意見も参考に事業のあり方を見極め、事業を継続する際には、真に必要な事業量を見込むこと。また、北本市行政改革推進委員会の審議対象となった事業については、その答申を踏まえた見直しを行うこと。

1 経費の見積り

予算要求における各経費の見積りに当たっては、常に"最少の経費で最大の効果"を挙げることを念頭に置き、決算乖離を徹底的に分析するとともに、人口減少を伴う少子高齢化の進展により生じている社会経済の構造変化を踏まえ、前例踏襲によらず、適正な事業量を見込むこと。

2 事業の順位付け

厳しい財政状況の中、予算編成の過程で事業の予算計上を見送ることがあるため、道路基盤の維持・整備や公共施設の老朽化対策など、市民生活の安心・安全を高める取組に配慮するとともに、総合振興計画の指標の向上を目指して、事業の優先順位を明らかにすること。

3 組織間の連携

複数の部署にまたがる政策課題については、類似・重複事業をなくし、

真に必要な事業に転換できるよう、担当する領域のみならず、他の部署が 所管する分野についても研究・検討を行うこと。その上で、関係部署と積 極的に意見交換等を重ね、予め施策の協議・調整を十分に行い、組織間連 携による効果的な施策展開に努めること。

また、国及び県が実施している事業と類似し、又は重複する事業については、事業の廃止を前提とした見直しを行うこと。

4 市民参画の推進及び民間活力の活用

"市民との協働による持続可能なまちづくり"を基本理念に、将来都市像である「緑に囲まれた健康な文化都市~市民一人ひとりが輝くまち 北本~」を実現するため、市民誰もが積極的に参画できる施策展開を研究し、成果を挙げる仕組を検討するとともに、地域にある様々な資源を活用して、経済的な波及効果に結びつける「稼ぐ」仕組づくりについて検討すること。

また、事務事業の内容を十分精査・検討し、民間に委託することが効果的であるものについては、行政責任の確保や行政サービスの維持向上等に十分留意し、積極的に委託化を進めること。

更に、各事業単位において、真に行政が公金を使って実施すべき事業か否かを整理すること。

5 財源の確保

歳入については、厳しい財政状況を踏まえ、積極的な姿勢で国・県支出金などの特定財源の確保に努めるほか、納税率の向上、市有財産の利活用・売却等、自主財源の確保に努めること。

また、事業構築の際には、市民参加や官民協働等、民間活力の積極的な活用を検討するとともに、市と市民、民間企業等が互いにメリットを享受できる仕組の導入による財源の共同負担等、新たな歳入確保策についても検討すること。

6 市債の適切な活用等

市債については、世代間の負担の公平性という観点からその発行量が過大とならないよう、適切に発行し、その残高を適正に管理するとともに、財政健全化判断比率等の財政指標や基礎的財政収支に留意して、将来負担の抑制に配慮するものとする。

なお、公共施設については、今後、適正配置に係る計画や施設ごとの長寿命化等に配慮した個別施設計画を策定する予定であることから、既存施設の大規模改修等については、これらの計画に基づき、適切に市債を活用するものとする。

また、近年実施した庁舎建設事業等の公共事業や臨時財政対策債の発行により公債費が高い水準にあることから、当該公共事業の実施時に積み立てた

減債基金を計画的に取り崩し、公債費の償還財源に充てるものとする。

7 地方財政対策や国、県の予算編成等への的確な対応

地方交付税の単位費用の積算や国・県補助事業における補助基準などをよく確認し、市が上乗せサービスを行っている場合はその必要性について十分に吟味するとともに、時限的な補助事業については、補助制度の終了とともに事業の見直しを必ず行うこと。また、今後の国、県の予算編成や地方財政対策の動向等に注意するとともに、歳入の積極的な確保に向けて努力すること。

8 予算編成過程の公開

より開かれた市政運営を推進するために、予算編成の過程をホームページにおいて公開する。

市民との情報の共有に努め、市民の市政への関心を高めることにより、参画と協働を促進し、"市民との協働による持続可能なまちづくり"につなげていく。

第2 予算見積の考え方

収入の見通しを的確に計算し、それに見合う支出を心がけること。また、 社会経済情勢、法令等の改正等の動向を十分に見極めつつ、過去の実績を踏 まえ、次に掲げる財源種別の考え方により、的確に見積もり、要求すること。

1 歳入関係

歳入予算の見積りに当たっては、財源を的確に把握し、更なる収入確保に努めること。また、見積りに際しては過大とならないよう十分に留意すること。

2 歳出関係

歳出予算の見積りに当たっては、行政の責任分野と事業の優先順位を改めて見直し、選択と集中により、限られた財源の重点的・効率的な配分を行うこと。また、過去の決算状況を十分精査し、より効果的な執行方法等を検討した上で、適正な予算額を計上すること。特に、補助金については、目的、効果、第五次北本市総合振興計画における位置付け等について、再確認すること。

3 継続費、債務負担行為

新規に設定しようとする場合は、後年度において過度の財政負担を招かないよう、中長期的な視点に立って事業規模、年割額等について十分に検討すること。

4 特別会計等

特別会計及び公営企業会計については、国の制度の見直し等について、その動向や影響を注視するとともに、事務事業を厳しく見直したうえで、一般会計予算編成に準じて予算の見積りを行うこと。

一般会計繰入金については、繰入基準の明確化を図り、過大過小に陥ることのないよう十分精査し、適正に見積もること。また、所管事業の経営状況を的確に把握し、常に適切な受益者負担となるように努めるとともに、積極的な収入確保を図ること。

「独立採算性の原則」の堅持に努め、一般会計からの繰入れを安易に期待することなく会計の設置目的に沿った適切な見積りを行うこと。

5 その他

歳入・歳出の個別の見積り方法、歳出の経費区分と要求枠、予算見積書の作成等については、別途通知する「平成31年度予算見積要領」に従うこと。

第3 予算見積書の提出に当たっての留意点

1 予算見積書の提出

歳入、歳出予算見積書の提出に当たっては、部長決裁の上、提出すること。

また、予算の要求状況を公表するため、別途依頼する部の要求概要調書を合わせて提出すること。

- (1) 提出部数 3部(うち原本1部)
- (2) 提出期限 平成30年10月19日(金)12:00(厳守)

2 予算編成スケジュール

歳入、歳出予算見積書の提出後は、別添のスケジュールにより予算編成を行い、行政経営会議を経て予算案を決定する。なお、財政担当ヒアリングの日程については、別途通知する。

第4 その他

本通知に関し疑義があるときは、事前に財政課と調整すること。